

### 関東甲信越一都九県議会議長会に出席しました

六月二日、宇都宮市内のホテルにおいて「関東甲信越一都九県議会議長会」が開催され、本県議会議長会から細谷典幸議長及び山岡恒夫副議長が出席しました。会議では各都県が国へ対応を求める要望事項十件を審議しました。本県の細谷議長は、私学助成の充実強化等を求める要望を提言しました。



本県の提出議案を説明する細谷典幸議長(左側は山岡恒夫副議長)

六月二日、宇都宮市内のホテルにおいて「関東甲信越一都九県議会議長会」が開催され、本県議会議長会から細谷典幸議長及び山岡恒夫副議長が出席しました。会議では各都県が国へ対応を求める要望事項十件を審議しました。本県の細谷議長は、私学助成の充実強化等を求める要望を提言しました。

### 都道府県議会の役割についての講演会を開催しました

六月十八日に「地方自治体の将来展望と都道府県議会の役割」と題して、県議会議事堂大会議室で開催しました。

講師には、地方財政論の第一人者であり、国の地方財政審議委員会会長などの要職に就かれている東京大学の神野直彦名誉教授をお招きしました。神野名誉教授からは、「今は、将来の方向性のない、歴史の峠としての危機の時代で、方向性の決定や人間社会の可能性の創造のためには、地方議会が重要である」とことや、「公共サービスが地域社会に欠けているかどうか、ま



神野直彦東京大学名誉教授による講演会の様子

た、県民の必要なニーズが満たされているかを評価し、決定するのが地方議会の役割である」など、今後の地方議会の進むべき道しるべとなる、貴重な講話をいただきました。

### 議員提案による「茨城県薬物の濫用の防止に関する条例」が可決・成立しました

#### 背景

近年、いわゆる危険ドラッグなどの薬物の濫用が若い世代を中心に急速に広まっており、深刻な社会問題となっています。昨年、国では、危険ドラッグの取締りの強化などを目的とし、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の改正を行いました。次々と現れる新しい危険ドラッグが、同法による規制の対象とされるまでには相当の時間を要するなど、課題も残っています。また、新聞報道によれば、条例の空白地の自治体を販路にしようとする販売業者も存在するとのことであり、このままでは、空白地である本県が標的になる懸念もあります。

#### 目的

いわゆる危険ドラッグなどの薬物の濫用による被害が深刻な状況にあることを踏まえ、薬物の濫用の防止について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項及び必要な規制を定めることにより、薬物の濫用から県民の命と暮らしを守り、県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的としています。

#### 主な内容

- 「県の責務」  
薬物濫用の防止に関する総合的な施策を策定し、実施することとしています。
- 「県民の責務」  
薬物濫用の危険性に関する知識と理解を深め、薬物濫用の防止に努めることとしています。
- 「県の施策の基本となる事項」  
県民が薬物の危険性及び違法性に関する正しい知識に基づき行動するための教育及び啓発、薬物の依存症患者の回復支援のた

め相談体制及び治療体制の整備について規定しています。

#### 《薬物に対する必要な規制》

- 大麻、覚せい剤など法令で規制される物以外で、中枢神経系の興奮などの作用を有し、人の健康に被害が生ずる物について、知事指定薬物として指定することができると規定しています。
- 知事指定薬物については、製造、栽培、販売、授与、所持、購入、譲受け、使用、販売又は授与目的での広告、使用場所の提供、あつせんを禁止しています。
- 立入調査などについても規定しています。

#### 禁止行為を行った者に対しては、必要な警告を発することができると規定しています。

○禁止行為を行った者に対しては、必要な警告を発することができると規定しています。さらに、警告に従わない者に対しては、禁止行為の中止などを命令することができる旨を規定しています。

#### 禁止行為を行った者に対する罰則については、最も重い場合で、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金を科することとしています。

#### 施行

この条例は、公布の日である本年六月二十三日から施行されました。ただし、規制に関する部分については、周知期間を考慮して、本年九月一日から施行されます。



条例の提案説明を行う小川一成議員

### 地方創生に関する調査特別委員会

第一回定例会で設置された本委員会(飯塚秋男委員長は、これまでに三回開催され、結婚・出産・子育て支援や安定した雇用の創出など、県の「人口ビジョン」及び「総合戦略」策定に向けた地方創生に関する諸方策について調査・検討を行いました。引き続き、活力と潤いに満ちた郷土いばらきを創生するため、調査・検討を行う予定です。

### 茨城県議会改革推進会議を設置しました

二元代表制の一翼を担う県議会が、その役割を十分に果たし、議会改革をより一層推進するため、六月十八日の本会議において議長の諮問機関として「茨城県議会改革推進会議」を設置しました。この推進会議では、「政務活動費の透明性の向上」「議会審議・委員会審議の充実」「議会広報・情報提供の充実」「議員定数・選挙区の在り方」をテーマに検討を行っていきます。構成する委員十一名は次のとおりです。

- |      |       |    |       |
|------|-------|----|-------|
| 座長   | 田山 東湖 | 委員 | 西條 昌良 |
| 座長代理 | 伊沢 勝徳 | 委員 | 白田 信夫 |
| 委員   | 海野 透  | 委員 | 先崎 光  |
| 委員   | 桜井 富夫 | 委員 | 半村 登  |
|      |       | 委員 | 長谷川修平 |
|      |       | 委員 | 井手 義弘 |
|      |       | 委員 | 上野 高志 |

### 議会人事

五月二十七日、荻津 和良議員(東茨城郡南部選出)の失職が確定しました。

### お知らせ

次回の、平成27年第3回定例会は、9月4日から10月1日までの28日間の会期日程で開催される予定です。

月日	曜	議事予定
9.4	金	議会運営委員会、本会議(開会、知事提出議案説明)
5	土	
6	日	
7	月	休会(議案調査)
8	火	休会(議案調査)
9	水	議会運営委員会、本会議(代表質問・質疑)
10	木	議会運営委員会、本会議(代表質問・質疑)
11	金	議会運営委員会、本会議(一般質問・質疑)
12	土	
13	日	
14	月	議会運営委員会、本会議(一般質問・質疑)
15	火	議会運営委員会、本会議(一般質問・質疑)
16	水	議会運営委員会、本会議(一般質問・質疑、議案常任委員会付託)
17	木	休会(常任委員会)
18	金	休会(常任委員会)
19	土	
20	日	
21	月	(敬老の日)
22	火	(国民の休日)
23	水	(秋分の日)
24	木	議会運営委員会 本会議(予算関係議案常任委員長報告、予算関係議案予算特別委員会再付託)
25	金	休会(決算特別委員会)
26	土	
27	日	
28	月	休会(予算特別委員会)
29	火	休会(地方創生に関する調査特別委員会)
30	水	休会(議事整理)
10.1	木	議会運営委員会、本会議(委員長報告、採決、閉会)